京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例（平成２５年３月２９日京都市条例第 83 号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

京都市障害者スポーツセンターのプールの利用料金に係る利用者の区分を変更することとしました。

この条例は，平成２５年４月１日から施行することとしました。

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年３月２９日

京都市長　門　川　大　作

京都市条例第83号

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

別表プール（１人につき）の項中「１６歳以上の者」を「一般」に，「３歳以上１６歳未満の者」を「学齢に達しない者（３歳以上の者に限る。），小学校の児童及び中学校の生徒」に改め，同表備考２中「つど」を「都度」に改め，同備考２を同備考５とし，同備考１の次に次のように加える。

２　「一般」とは，学齢に達しない者，小学校の児童及び中学校の生徒以外の者をいう。

３　「小学校」には，特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。

４　「中学校」には，中等教育学校の前期課程，特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。

附　則

この条例は，平成２５年４月１日から施行する。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）